

出産・子育て応援給付金事業



妊娠届出時から、全ての妊婦と子育て家庭に家庭訪問などの面談で育児の相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を3月1日から実施しています。

《支援内容》

- **妊娠届出時**  
保健師の面談を受けて申請書とアンケートを提出した方に、出産応援給付金(5万円)を支給します。
- **妊娠中**  
助産師や保健師が家庭訪問し、面談を行います。
- **出生届出後**  
保健師が赤ちゃん訪問した後、申請書とアンケートを提出した方に、子育て応援給付金(1子につき5万円)を支給します。

《給付対象者》

令和4年4月1日以降に妊娠届出と出生届出をし、面談を終えた妊産婦など

《給付方法》

保護者が指定する口座に振り込みます。

問健康長寿課 母子保健係  
☎お太助フォン 42-5633 📠47-1282

住民異動届は期間内に届け出てください



転入・転居・転出・世帯変更などの際に必要な住民異動届の届け出が、規定の期間を過ぎた場合「届出期間経過通知書」を簡易裁判所へ送付します。経過理由によっては裁判所が過料を科す場合がありますので、忘れずに届け出てください。

《届出期間》

- 転入届(市外から本市へ引っ越し)
  - 新住所へ引っ越した日の翌日から14日
- 転居届(本市内での引っ越し)
  - 新住所へ引っ越した日の翌日から14日
- 転出届(本市から市外へ引っ越し)
  - 引っ越し予定日の14日前から予定日
- 世帯変更届(世帯分離、世帯合併など)
  - 変更日の翌日から14日

問総合窓口課 窓口係  
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

マイナンバーカードに関する市の窓口業務を一部停止します



国のシステムメンテナンスのため、業務の一部を停止します。

《停止日》 5月1日(月)・2日(火)

※業務再開は連休明けの5月8日(月)予定です。

《停止業務》

- 電子証明書の発行、失効、更新
  - 暗証番号初期化(ロック解除)
  - 住所変更や改姓などに伴う券面記載事項変更(転入による住所変更の場合は手続きができません)
- ※マイナンバーカードの交付はできますが、交付申請時に電子証明書の発行を希望していない場合、電子証明書の新規発行はできません。

問総合窓口課 窓口係  
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

広島県アダプト活動団体募集



広島県では、県が管理する道路や河川の清掃・緑化・草刈りなどの活動を行う団体や企業を随時募集し、「アダプト活動認定団体」に認定・支援しています。

💡 アダプト活動

住民や企業・団体が主体となって、清掃・緑化・草刈りなどの美化活動をボランティアで行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動

■ 支援内容

- 団体・企業名の表示板を設置(希望する団体のみ)
  - 活動に伴う傷害、および賠償責任保険の加入
  - 活動経費の一部を奨励金として交付
- ※奨励金を申請する場合は、事前にアダプト団体の認定を受け、6月末までの申請が必要です。

《対象区画》 ※砂防河川は対象外です。

- 道路…100m以上
- 河川…一・二級河川で50m以上

《申込方法》

広島県ホームページ「広島県アダプト制度認定申込の手続き」からダウンロードした必要書類に記入し、管理課建設管理係、または広島県西部建設事務所へ申し込んでください。

問管理課 建設管理係  
☎お太助フォン 47-1201 📠47-1206

令和5年度適用開始 市民税・県民税の主な改正内容



■ 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)

▪ 対象入居時期の延長

改正前	改正後(4年延長)
平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月

▪ 控除限度額の変更

改正前	改正後
所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高97,500円)

※令和4年中に入居し、住宅または費用の額に含まれる消費税などの税率が10%で、一定期間内に住宅の取得などの契約を締結した場合は、改正前の控除限度額になります。

▪ 控除期間

住宅の種類	居住年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅	令和4年～令和7年	13年
その他新築住宅	令和4年～令和5年	13年
	令和6年～令和7年	10年
既存住宅	令和4年～令和7年	10年

■ 個人市民税・県民税非課税対象の未成年の年齢

未成年者は、前年の合計所得が135万円以下の場合非課税ですが、成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日時点(その年の1月1日)で18歳か19歳の方は、個人市民税・県民税の非課税判定で未成年者にあたらないことになりました。

改正前(～令和4年度)	改正後(令和5年度～)
20歳未満 (例)令和4年度の場合 平成14年1月3日以降生まれ	18歳未満 (例)令和5年度の場合 平成17年1月3日以降生まれ

問税務課 市民税係  
☎お太助フォン 42-5614 📠42-2130

4月から各種手当額が変わります

今年4月から、各手当の支給額を増額改定します。  
※毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定(令和4年全国消費者物価指数は対前年比+2.5%)

		改定前支給額(～令和5年3月)	改定後支給額(令和5年4月～)	差額	
児童扶養手当	全部支給	43,070円	44,140円	+1,070円	
	一部支給	43,060円～10,160円	44,130円～10,410円	+1,070円～250円	
	第2子加算額	全部支給	10,170円	10,420円	+250円
		一部支給	10,160円～5,090円	10,410円～5,210円	+250円～120円
第3子以降加算額	全部支給	6,100円	6,250円	+150円	
	一部支給	6,090円～3,050円	6,240円～3,130円	+150円～80円	
特別児童扶養手当	1級	52,400円	53,700円	+1,300円	
	2級	34,900円	35,760円	+860円	
特別障害者手当		27,300円	27,980円	+680円	
障害児福祉手当		14,850円	15,220円	+370円	
経過的福祉手当		14,850円	15,220円	+370円	

問子育て支援課 児童福祉係  
☎お太助フォン 47-1283 📠47-1282

問社会福祉課 障害者福祉係  
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130